

表彰規程

平成25年4月1日制定

平成26年4月21日改正

第1条 一般社団法人静岡県臨床衛生検査技師会（以下「本会」という）が行う表彰及び表彰推薦は、この規程の定めるところによる。

（表彰審査委員会）

第2条 会の表彰または他団体の表彰推薦について、該当者を審査する機関として、表彰審査委員会を置く。

2 表彰審査委員会は、会長、副会長、常務理事、支部長で構成し、委員は会長が委嘱するものとする。

3 委員会には、委員長、副委員長を置く。委員長、副委員長は委員の互選による。

4 委員の任期は2年とする。

（表彰該当者の審査）

第3条 表彰該当者の審査は、表彰審査委員会が行う。

（表彰の区分）

第4条 本会が行う表彰の区分は、次の各号による。

- （1） 名誉会員表彰
- （2） 功労者表彰
- （3） 学術業績者表彰
- （4） 永年職務精励者表彰
- （5） 学術奨励者表彰
- （6） 特別表彰

（名誉会員表彰）

第5条 名誉会員は、定款第4条の事業を推進し、会の発展に特別な貢献が認められる功労者、学術業績者で、原則として年齢65歳以上で職務を退いた会員とする。

2 一般社団法人日本臨床衛生検査技師会の名誉会員となった者。

3 本会の発展に顕著な功績があった者（叙勲、褒章、文化勲章、保健文化賞の受章者）で、職務を退いた年齢65歳以上の会員のうちから選考する。

（功労者表彰）

第6条 功労者は本会の興隆発展に顕著な功績のあった者で次の各号に該当する者から選考する。

- （1） 定款第22条にいう役員並びに本会を代表する各学術部門長及び全国学術部門役員を通算10年以上勤めた者。
- （2） 通算年数には、本会の役員で他の職務と兼務した場合は加算しない。但し一般社団法人日本臨床衛生検査技師会役員の間は加算する。
- （3） 年度内に50歳以上に達する者。

（学術業績者表彰）

第7条 学術業績者は、顕著な研究、考案、発明などの業績があった者。

（永年職務精励者表彰）

第8条 永年職務精励者は、継続会員として永年在籍し、年度内に55歳以上に達する者。

（学術奨励者表彰）

第9条 学術奨励者は、本会の主催する学会において積極的に演題発表を行うなど、今後の学術分野でさらなる活躍が期待される者。

（特別表彰）

第10条 本会、又は社会に顕著な功績をなし、特に表彰の必要を認めた者。

（他団体表彰の推薦）

第11条 叙勲、その他団体の表彰推薦基準に該当し、本会を代表するに相当であると認められる者の推薦は、表彰審査委員会の審査を経なければならない。

(審査の報告)

第12条 委員長は、審査の結果を速やかに書面で会長に報告しなければならない。

(表彰・推薦者の決定)

第13条 会長は審査委員会の報告を理事会にはかり理事会の決議により、表彰者、または推薦者を決定する。

(表彰)

第14条 本会の表彰は、総会時に会長が表彰状を授与して行う。

2 表彰は、副賞あるいは記念品を添えることができる。

(改廃)

第15条 この規程に定めのない事項が発生したときは、その都度理事会の承認を得て定める。

第16条 この規程は、理事会の決議を経なければ変更することができない。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

改定履歴

平成26年4月21日 永年職務精励者表彰の在籍年数制限を削除した。
研究班を学術部門に変更した。